

# 京都府 がん地域連携手帳

## 運用の概要、Q & A

### 目 次

京都府がん地域連携手帳 運用の概要	1
手術病院等の医療スタッフ用Q & A	6
連携先医療機関のスタッフ用Q & A	8

平成26年3月

京都府がん医療戦略推進会議 地域連携部会

# 京都府がん地域連携手帳 運用の概要

## 1. 作成・運用の目的

かかりつけの医療機関（＝連携医療機関：一般病院、診療所）と手術や内視鏡治療、放射線治療等を実施した病院（＝計画策定病院：がん診療連携拠点病院、京都府がん診療連携病院、京都府がん診療推進病院等のこと。以下「手術病院等」。）及びその他関係機関が協力して、同じ診療方針の下に、治療経過を共有しながら、患者により安全で質の高い医療を提供するためのツールとして、地域連携手帳を作成し運用することとします。

## 2. 対象患者

原則として、以下を満たす者とします。

①告知済である者

②本人が適用を希望する者

※当面は、胃がん、大腸がん、肺がん、乳がん、肝がん、前立腺がんに対する手術や内視鏡治療、放射線治療後の経過観察を目的とし、症状の安定した再発の危険が少ない者を対象とします。

## 3. 地域連携手帳の運用開始時期

個別の患者に対する地域連携手帳の運用開始時期は、手術病院等の医師（担当医）が判断します。

## 4. 連携手帳の構成

### (1) 構成

連携手帳の主な構成は、以下のとおりです。

- ①地域連携手帳の説明（概要・使い方）
- ②連携手帳使用に係る説明書・同意書 ※1
- ③診療情報提供書（わたしのプロフィール） ※2
- ④診察・検査予定表（診療計画書） ※2
- ⑤特記事項 ※1
- ⑥歯科医師・薬剤師・看護師・MSW等記入欄

※1 「②連携手帳使用に係る説明書・同意書」「⑤特記事項」は施設により省略可能とします。

※2 「③診療情報提供書（わたしのプロフィール）」「④診察・検査予定表」は、京都府がん地域連携手帳のひな形を基本に、手術病院等において一部変更可能（各施設において使用する様式を貼り付け可能）とします。

ただし、可能な限り、ひな形をそのまま利用いただくようお願いします。

※3 患者向け説明、医療機関向け説明は、必要に応じ作成します。

### (2) 各箇所の説明と記入方法

#### ①地域連携手帳の説明（概要・使い方）

- ・地域連携手帳の説明、診療連携のイメージ図、連携手帳の使い方を示しています。（特に記入してもらうことはありません。）

#### ②連携手帳使用に係る説明書・同意書

- ・連携手帳の目的、使用方法等についての患者向けの説明を示しています。
- ・手術病院等において、地域連携手帳の説明・提示を行い患者・家族の同意を得た上で、署名してもらって下さい。

※この様式は、手術病院等により省略可とします。

#### ③診療情報提供書（わたしのプロフィール）

- ・患者の基本的な情報や連携医療機関の情報、治療の状況を患者や連携医療機関の間で共有するための様式です。
- ・手術病院等の担当医は、患者に渡す前に、様式に従い、既往歴、併存症、アレルギー、治療情報等の記載をお願いします。
- ・患者の氏名や生年月日、手術病院等やかかりつけ医療機関の名称や連絡先等は患者や家族が記入することとします。（患者や家族が書くのが難しい場合は、手術病院等で記入してください。）

※この様式は、手術病院等において一部変更可能（各施設において使用する様式を貼り付け可能）とします。

#### ④診察・検査予定表

- ・受診の頻度、診療内容、手術病院等とかかりつけ医の役割分担等の診療計画を記載するための様式です。手術病院等とかかりつけ医の間で調整し、役割分担を書き込んでください。
- ・かかりつけ医及び手術病院等の担当医は、表中の「○」等が記載されている検査等について予め役割分担を決め、かかりつけ医療機関が行う検査（◎）手術病院等が行う検査（●）あるいはどちらかで行う検査（□）等を記述してください。
- ・作成した診察・検査予定表に従い診療を行った際、実施した検査項目にチェックの上、コメント欄に臨床所見などを記入して下さい。
  - a) コメントは、簡単な記載で結構です。（問題あり・なし程度）
  - b) 問題や留意事項があり、コメント欄に書ききれない場合や、かかりつけ医／手術病院等に伝達が必要な場合は、特記事項欄にその内容を記載するか、診療情報提供書の発行をお願いします。

※この様式は、手術病院等において一部変更可能（各施設において使用する様式を貼り付け可能）とします。

ただ、各手術病院等の独自様式を使用する場合は、近畿厚生局に対するがん治療連携計画策定料の届出について、京都府医師会がとりまとめた連携医療機関のリストを活用ができず、病院の独自様式を利用する旨取り決めがなされている医療機関のリストを用意していただき、届出する必要があります。（詳しくはP. 7のQ5を参照ください。）

#### ⑤特記事項

- ・診療を行い、診察・検査予定表のコメント欄に書ききれない問題や留意事項を共有するための様式です。
- ・受診日、コメントを記載の上、署名をお願いします。

※この様式は、手術病院等により省略可とします。

#### ⑥歯科医師・薬剤師・看護師・MSW等記入欄

- ・病院の歯科医師・薬剤師・看護師・MSW等とかかりつけ歯科医、調剤薬局、訪問看護ステーション、介護保険事業所等が留意事項を共有するための様式です。
- ・記載年月日とコメント、署名をお願いします。

## 5. 運用の方法

### <概要>

かかりつけの医療機関（病院や診療所）と手術病院等が地域連携手帳中の診察・検査予定表に従って、診療連携を行います。

具体的には、かかりつけ医が日々の診察や投薬などを担当し、手術病院等が節目の診察・検査、緊急時の対応等を担当します。

手術病院等	○定期の診察・精密検査 ○緊急時の対応 等
連携先医療機関 (かかりつけ医)	○日常の診療・検査、治療、投薬 等

※以下に示す運用方法は一例であり、下記事項を参考に各手術病院等において運用方法を検討して下さい。また、緊急時対応（緊急時連絡票やマニュアル等）についても、手術病院等ごとに確認しておくことが望ましいと考えられます。

### (1) 地域連携手帳の説明と同意取得

- ①手術病院等の担当医は、連携診療について患者・家族に説明し、地域連携の可能性の把握と患者・家族の希望を確認する。また、連携するかかりつけの医療機関について相談する。
- ②手術病院等の担当医は、患者の希望がある場合、がん相談支援センター（地域医療連携室等）の連携担当者に連絡する。

### (2) 連携先との調整

- ①手術病院等の連携担当者は、連携するかかりつけの医療機関及び、必要に応じて連携する訪問看護ステーション、保険薬局等を選定し情報交換・調整を行う。  
※原則として紹介元の医療機関を選定するものとする。  
※紹介元の医療機関の了解が得られない場合は、患者・家族の意向を踏まえ、地域連携手帳が使用可能な医療機関の中から選定する。
- ②手術病院等の連携担当者は、必要に応じ薬剤師と該当診療科の外来看護師等に状況を伝え連携する。
- ③手術病院等の担当医は、地域連携手帳中の「わたしのプロフィール」の様式に従い、既往歴、併存症、アレルギー、治療情報等を記入する。
- ④手術病院等の担当医は、かかりつけ医療機関の医師と相談の上、地域連携手帳の「診察・検査予定表」中の「○」等が記載されている検査等について予め役割分担を決め、かかりつけ医療機関が行う検査(◎)、手術病院等が行う検査(●)、あるいはどちらかで行う検査(□)等を決定し、記入する。

### (3) 同意書の取得・連携手帳の配布

- ①手術病院等の担当医は、地域連携手帳の適用開始時期を決定の上、地域連携手帳の説明・提示を行い、患者又は家族に「地域連携手帳使用に係る説明書・同意書」を記入してもらう。
- ②手術病院等の連携担当者は、患者又は家族に「わたしのプロフィール」中の患者の氏名や生年月日、手術病院等やかかりつけ医療機関の名称や連絡先等を記入してもらう。(患者・家族が書くのが難しい場合、手術病院等で記入する。)
- ③手術病院等の連携担当者は、退院時に地域連携手帳を患者・家族に手渡し、次回のかかりつけ医療機関又は手術病院等の受診時に持参するよう依頼する。

### (4) 連携先医療機関への診療情報提供書等の送付

手術病院等の連携担当者は、連携開始時にかかりつけ医療機関に対し、必要に応じて診療情報提供書及び地域連携手帳のコピーを送付する。

### (5) 連携診療の実施

- ①かかりつけ医療機関又は手術病院等の担当医は、患者の持参した地域連携手帳の「診察・検査予定表」のコメント欄や「特記事項」等を確認する。
- ②かかりつけ医療機関又は手術病院等の担当医は、「診察・検査予定表」に従って診療を行う。
- ③かかりつけ医療機関又は手術病院等の担当医は、実施した検査項目について「診察・検査予定表」の該当欄にチェックの上、コメント欄に臨床所見などを記入する。  
※問題や留意事項があり、コメント欄に書ききれない場合や、かかりつけ医／手術病院等に伝達が必要な場合は、特記事項欄にその内容を記載するか、診療情報提供書を発行する。
- ④連携先の担当医等が新しく記入した箇所がわかるように、該当部に付箋をつけておく。

### (6) 連携診療の終了

- ①かかりつけ医療機関又は手術病院等の担当医は、連携手帳の運用が終了した場合又は中止になった場合は、コメント欄等に記入し、連携先医療機関に連絡する。

# 手術病院等の医療スタッフ用 Q & A

## Q 1 地域医連携手帳はどこで手に入りますか

→ 京都府のホームページ (<http://www.pref.kyoto.jp/gan/renkei/>) でダウンロードすることができます。

## Q 2 地域連携手帳の導入について、患者さんへの説明はいつ誰が行いますか

→ 患者さんへの説明者など、連携手帳の実際の運用方法は、手術病院等で検討してください。

参考に、想定される運用方法を「京都府がん地域連携手帳 運用の概要」の「5. 運用の方法」に示していますので、御参照下さい。

## Q 3 連携する医療機関同士の定期的な連絡はどのように行えばよいですか

→ 患者さんの持参する地域連携手帳の「診察・検査予定表」「特記事項」「歯科医師・薬剤師・看護師・MSW等記入欄」や、必要に応じた診療情報提供書の発行等により情報を共有してください。

また、連携先医療機関の医師が手術病院等での定期受診・精密検査等の予約を取る際の窓口を決定しておいてください。

## Q 4 連携する協力医療機関のリストはありますか

→ 京都府医師会がとりまとめた連携医療機関のリストを元に、各拠点病院等のがん相談支援センター（地域医療連携室）で協力医療機関の情報をリストアップしてください。自院にない他の地域の医療機関の情報は、連携担当者がお互いにやりとりして入手してください。

**Q 5 手術病院等の個別の事情による地域連携手帳の変更や別様式の地域連携手帳の使用は認められますか**

- 既に「診療情報提供書（わたしのプロフィール）」「診察・検査予定表」等の様式が存在している等の事情がある場合は、変更したり、従来からある様式を使用したりすることも可能です。
- また、施設により同意書や特記事項欄の省略も可能とします
- ただ、「診察・検査予定表」については、各施設の独自様式を使用する場合は、近畿厚生局に対するがん治療連携計画策定料の届出について、京都府医師会がとりまとめた連携医療機関のリストを活用できません。（当該リストは、京都府統一様式を使用する連携医療機関をとりまとめたものだからです。）
- その場合、別途、病院の独自様式を利用する旨取り決めがなされている医療機関のリストを用意していただき、届出する必要がありますので、可能な限り京都府統一様式の地域連携手帳を利用してください。

**Q 6 地域連携手帳普及のための取組や説明は、どのように行いますか**

- 連携が想定される医療機関、訪問看護ステーション、保険薬局等に対しては、各拠点病院等、京都府保健所が診療連携会議や研修等の際に説明を行うことを想定しています。個別の質問には手術病院等の相談支援センターが対応します。
- 一般の住民向け啓発活動も各拠点病院等や京都府保健所等が開催することを想定しています。

**Q 7 緊急時の対応は、どのように行えばよいですか。**

- 救急医療体制は、各拠点病院等で対応が異なりますが、患者さんが不安を抱かないよう責任ある対応を整備することが必要です。連携手帳の導入時に病院ごとに統一ある運用規程を定めることが望ましいです。

**Q 8 当初想定されていない問題が生じた場合はどうしたらよいですか。**

- まずは個々の拠点病院等で一時対応をお願いします。
- その後、京都府がん診療連携協議会等で定期的に協議し、対応方針を決定していきます。

# 連携先医療機関のスタッフ用 Q & A

## Q 1 地域医連携手帳はどこで手に入りますか

→ 京都府のホームページ (<http://www.pref.kyoto.jp/gan/renkei/>) でダウンロードすることができますが、各がん診療連携拠点病院等により、アレンジしている場合がありますので、実際に連携する病院に確認して下さい。

## Q 2 地域連携手帳の導入について、患者さんへの説明はいつ誰が行いますか

→ 手術病院等のスタッフが説明いたします。  
参考に、想定される運用方法を「京都府がん地域連携手帳 運用の概要」の「5. 運用の方法」に示していますので、御参照下さい。

## Q 3 連携する医療機関同士の定期的な連絡はどのように行えばよいですか

→ 患者さんの持参する地域連携手帳の「診察・検査予定表」「特記事項」「歯科医師・薬剤師・看護師・MSW等記入欄」や、必要に応じた診療情報提供書の発行等により情報を共有してください。  
また、手術病院等での定期受診・精密検査等の予約を取る際の窓口を確認しておいてください。

## Q 4 地域連携手帳普及のための取組や説明は、どのように行いますか

→ 連携が想定される医療機関、訪問看護ステーション、保険薬局等に対しては、各拠点病院等、京都府保健所が診療連携会議や研修等の際に説明を行うことを想定しています。個別の質問には手術病院等の相談支援センターが対応します。  
一般の住民向け啓発活動も各拠点病院等や京都府保健所等が開催することを想定しています。

**Q 5 訪問看護ステーション、保険薬局との関係はどのようになりますか**

- 連携する訪問看護ステーション、保険薬局とも地域連携手帳の共有が必要です。連携先医療機関と同じ情報を手術病院等の連携担当者から送付し、説明させていただきます

**Q 6 緊急時の対応は、どのように行えばよいですか**

- 救急医療体制は、手術病院等で対応が異なりますが、患者さんが不安を抱かないよう責任ある対応を整備することが必要です。連携手帳の導入時に相手先病院の緊急時の対応窓口を確認され、患者さん・御家族に御案内をお願いいたします。

**Q 7 当初想定されていない問題が生じた場合はどうしたらよいですか**

- まずは個々の手術病院等での一時対応をお願いしています。その後、京都府がん診療連携協議会等で定期的に協議し、対応方針を決定していきます。

**Q 8 地域連携手帳を導入することによる、かかりつけ医・地域の医療者のメリットはどのようなものですか**

- 以下のようなメリットが考えられます。
- ・手術病院等と連携することで、より患者の信頼を得やすくなるとともに、手厚い診療により、かかりつけ医の役割をアピールできます。
  - ・地域のネットワークを通じて、自分の守備範囲内の医療を提供し、守備範囲外の医療を適切な医療機関に依頼できます。
  - ・手術病院等とより密接な連携関係を築くことができ、相談相手も明確になります。
  - ・がん診療連携拠点病院等との共同の診療計画（診察・検査予定表）で予め定められた時期に受診された際や、臨時に専門医に紹介する際に、検査データ等の診療記録をがん診療連携拠点病院等へ御報告いただくと、300点の保険点数が認められます。